

広島県告示第三百四十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第二十六条の三第一項の規定によって、広島県指定事務所登録機関を次のとおり指定する。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 広島県指定事務所登録機関の名称及び住所

社団法人広島県建築士事務所協会

広島県広島市中区八丁堀五番二三号

二 建築士事務所の登録の実施に関する事務並びに建築士事務所登録簿及び法第二十三条の九第三号に掲げる書類（国土交通省令で定める書類に限る。）を一般の閲覧に供する事務（次号において「事務所登録等事務」という。）を行う事務所の所在地

広島県広島市中区八丁堀五番二三号

三 事務所登録等事務の開始の日

平成二十一年四月一日